

平成 22 年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について

平成 23 年 10 月 20 日

金 融 庁

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 22 年度における金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

（１）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
122 法人	29 法人	25 法人

（注）所管法人数は、平成 22 年 12 月 1 日現在。財務省財務局（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）所管の特例民法法人（金融庁所掌事務に関連する事項を事業の目的とするもの）を含む。

（２）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
25 法人	21 法人	8 法人	16 法人	0 法人

〔主な指摘事項と改善措置（予定を含む）〕

（法人運営面）

- ・ 事務処理等の内部規定の整備が不十分である。（← 適正に内部規定を整備するよう指導。）
- ・ 監事による監査が実効性のあるものになっていない。（←実効性のある監査を実施するよう指導。）

（事業実施面）

- ・ 外部への発注先を公平に選定するための態勢が不十分である。（←公平性等を担保する仕組みを整備するよう指導。）

(財務・会計面)

- ・ 内部留保が高水準となっている。(← 内部留保水準の適正化を図るよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成20年度～平成22年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数× 100)
122 法人	118 法人	96.7%

(注) 所管法人数は平成22年12月1日現在。立入検査実施法人数は、平成20年度～平成22年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。

(4) 過去3年間の立入検査実施率が100%に満たなかった理由

- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により23年度に延期した法人があったため。
- ・ 新公益法人制度へ移行した法人があったため。

<連絡先>

金融庁総務企画局政策課

電話 03-3506-6000

(内線 3148、3146)